

KALS 大学院入試対策講座

専属チューターからのメッセージ

チュートリアル通信

【2016 年度秋期】税法科目免除 VOL.6



河合塾 KALS の大学院入試対策講座では、チューター制度を導入しています。チューターは当校の合格者 OB/OG を中心に編成。授業での合格指導のみならず、受講生向け学習ガイダンス「サクセスチュートリアル」や個別カウンセリングなどを通じて、受講生からの進路・志望先に関する事、自主学習に関する事など、合格に向けてきめ細かくアドバイスをしています。以下は、税法科目免除・大木チューターからのメッセージです。今後の受験対策のご参考にしてください！



KALS チュートリアル通信 税法

検索

税法免除について

税法免除を受けるために大学院を目指すものの、必ず免除を受けることができるのだろうか？教授や大学院によっては免除が受けられないのではないだろうか？などの不安をお持ちの方もいらっしゃるようです。今回は、税法免除を受けるための、要件を確認しておこうと思います。

● 研究認定の基準

① 「税法の単位を 4 単位以上修得」

通常、大学院修了には 30 単位程度の取得が必要ですが、そのうち税法の単位が 4 単位以上必要です。指導教授の税法の講義を週に 2 コマ程度取れば、年間で 6 単位程度にはなりますので、特に心配することはありません。

② 「研究の成果が税法に関するものであること」

せっかくの修士論文の内容が認定の対象外では意味がありませんね。対象になる税法の範囲は、以下のものです。

(イ) 税理士試験科目に属する税法及びそれ以外の租税に関する法律

(ロ) 外国との租税に関する協定を扱う科目（租税条約など）

(ハ) その他、これらに類する科目（租税法など）

従来、財政学も認められていましたが、今は、認められないようです。また、税に関する制度研究も対象になりませんので、ご注意ください。タイトルからも税法の研究であることが明確になるものにしましょう。



● 申請の手続き

免除申請の時に国税審議会にいくつかの書類を提出しなければいけません。実際には、その時になって確認いただければ結構ですが、事前に準備することで将来楽になる部分もありますので、いくつかご紹介しておきます。

(1) 「成績証明書」＝シラバスの保存

この証明書で、税法科目の取得単位数の認定をします。講義が税法に関するものであるかどうかのわかりにくい場合は、追加で資料の提出を求められることがあります。履修登録時にもらう「履修要項」などが必要になりますので、大事に保存しておきましょう。また、臨時開講などの授業を取るときには、掲示されたシラバスの写真を撮ったり、使用したテキストなどについてメモしておきましょう。

(2) 「学位論文の写し」＝参考文献リスト

修士論文には、「参考文献リスト」を添付するようにしてください。修士論文の認定について参考文献リストを必要としない学校もあります。時間がたってから作成しなおすのは大変な手間になりますので、初めから作成するようにしましょう。

(3) 「指導教授の証明書」＝良好な関係

提出する論文が修士論文と同じものであることを証明するため指導教授にサインをいただくことになります。社会人として当然のことですが、大学院を修了しても、快くサインをいただけるように良好な関係を維持するようにしてください。

そのほか、詳しくは、国税庁のホームページにまとめられています。是非、一度、確認しておいてください。

「改正税理士法の『学位による試験科目免除』制度の Q&A」

<https://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishishiken/kaisei-qa/02.htm#a-10>

大学院でどんなところ？



皆さんが、目指す大学院はどんなところなんでしょうか？

学校によって違うかもしれませんが私の進学した学校についてご紹介します。

● 授業

平日の授業は 18:20 からの 21:00 までの 7・8 限の 2 コマ、土曜日は 11:45~19:35 までに 3~7 限の 5 コマの設定がありました。そのうち、とっていたのは、平日に 2 日、3 コマ程度、土曜日に 4 コマ程度の授業です。つまり、一週間に 4 日（日月はもともと休校）はお休みです。また、この時間割で、1 年次に必要な単位はほぼ取得でき、2 年次はゼミのみとなりました。

単位取得は 8 割以上の出席とレポートの提出でした。**出席**については、仕事帰りで遅刻の方も多かったので、遅刻については、寛容な先生が多いと思います。また別の研究科の授業の単位も 10%程度認定されるので、熱心な方はその制度も利用されていました。

● 施設

私の学校は、夜間の大学院のみでしたので、日中に行っても事務室以外は、真っ暗でした。自分に割り当てられたロッカーの中に教科書などの荷物を詰め込んで、授業のある日には、ほぼ手ぶらで来ることができます。**図書館**には、税法の資料が多くあるので、主には図書館で、仕事帰りに閉館時間(平日 23 時)まで、レポートの作成などをしていました。また、**修士研究室**があり、修論の追い込み時期などは、一日中、こもって作業をする人もいましたが、社会人が多いせいか、図書館で調べ物が終わると家で作業を行う方が多くいつもガラガラでした。また、シャワーもあるので、泊まっている方もいるようでした。

● 2 年次

単位の取得は 1 年次で終わるので大半の方は、月に 1 度、土曜日のゼミの時間にしか学校に来なくなりま

す。個人的には、2年次にもいくつか授業をとっていました。振り返ってみると、修論の作成に役立ったように思います。授業に参加していると、教授との距離は近くなりますので、ちょっとした相談などをすることができます。また、修論と関係のない作業をすることで、かえって行き詰った研究の打開となる刺激を受けることもよくありました。

● ゼミ・その他

大学と違って、クラブ活動はありません（もしかして、大学のクラブに参加できるのかもしれませんが）。その代わりに、私の学校では、税法の判例研究会がいくつかあり、OBの方も積極的に参加していました。また、研究科では税法の生徒が9名、先生が2人でしたので、私のゼミは一学年に4名でした。ゼミの日には、毎回、2名ほどの発表を行っていました。ゼミには1年次の方も参加されていたので、教授と10名ほどのゼミ生が発表者を相手に議論をしていました。毎年9月ごろにはゼミ合宿があり、ゼミと同様OBも参加していました。また、ゼミのあとには、毎回、飲み会があり親睦を図っていました。今でも、その時の仲間とは年に何度か集まっています。

終りに：立法時の想像力

現在、有識者会議において、天皇陛下の退位に関する議論が行われています。当初は、皇室典範を改正することで、恒久的な退位を認める方向になるとは思われていましたが、議論はそう簡単には進んでいないようです。

「天皇の権威を利用すべく恣意的に退位させる者が出る恐れがある」「前天皇を慕う国民と現天皇を支持する国民の間に心理的な溝が生じる」などなど、そんなこと考えすぎだろう？と感じるような想像力たくましい反対論もあるようです。

法令解釈をする中では、時代の流れによって社会通念が変わったり、立法時には想定できなかったことが起こることで、規定が実態に合わなくなることがあります。立法時の議論では、可能な限り、「想像力」をたくましく、さまざまな事態を想定した議論を行うことで、後世に立法の趣旨が伝わることになるんだということを改めて感じました。

